

愛媛県地質調査業協会 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、愛媛県地質調査業協会と称し、英文では、Ehime Geotechnical Consultants Association と表示する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、愛媛県内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、地質調査業を通して、愛媛県の地形・地質に精通した「地域のジオドクター」として地質調査技術の向上や社会的地位の向上に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術講習会の開催等の技術力向上・継続教育に関する事業
- (2) 大規模災害時における支援に関する事業
- (3) ボランティア活動等の地域貢献に関する事業
- (4) 労働安全や労働衛生に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の正会員は、地質調査業登録規程（以下、登録規程という）を受け愛媛県内に本社または営業所を設置し、地質調査業を営む法人とする。

(賛助会員)

第 6 条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人とする。

(会 費 等)

第 7 条 会員は、別に定める会費及び入会金(新規のとき)を納入しなければならない。

(入 会)

第 8 条 入会を希望するものは、総会の承認をもって入会することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 1 年以上会費を滞納したとき
- (3) 総会において除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、1 ヶ月の事前届出をもって任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当する場合、総会出席者の三分の二以上の同意を得て、除名することができる。

- (1) 本会の会則または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき

(搬出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金及び会費その他の搬出金品の返還を求めることはできない。

(変更の届出)

第 13 条 会員は、当協会への届出事項（登録規程に定める事項）について変更があるときは、14 日以内に愛媛県地質調査業協会の様式により、届け出なければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 14 条 本会に、次の役員を置くものとする。

- (1) 理事 5 名以内（会長を含む）
- (2) 監事 2 名以内

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、総会において会員または会員からの代理権の委任を受けたものの中から選任する。

(会長の選任)

第16条 会長は、理事の互選により選出する。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし重任を妨げない。ただし任期満了のときは、後任者が就任するまで継続することとする。
- (2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員が選任資格を喪失(会員の交代等)するときは辞任の扱いとする。

(役員の解任)

第18条 役員としてふさわしくない行為があるときは、総会出席者の三分の二以上の同意を得て解任することができる。

(役員の職務)

第19条 それぞれ次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 理事は理事会を構成して会務を執行し、本会の事業には積極的に参加のうえ円滑な推進を図る。
- (3) 監事は本会の会計を監査するとともに、理事会に出席することができる。

(顧問及び相談役)

第20条 本会の運営上必要がある場合は、理事会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問は、原則として学識経験者とする。
- (2) 相談役は原則として本会の会長に就任し、協会役員を退任した者とする。
- (3) 顧問及び相談役は会長の諮問に応じて、協会活動、協会運営等に助言を行うことができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第21条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会(年1回)及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、会員もしくは会員より委任を受けた社員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、本会則に定める事項及び協会運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ理事会の議を経て開催することができる。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長が当たるものとする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び収支決算
- (3) 財産の処分
- (4) 法令その他、本会則に定める事項

(議決権の委任)

第28条 会議の構成員は、委任状により代理人をもって議決権を行使することができる。

- (1) 上記の場合は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、その議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名捺印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事経過の概要
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、代理出席は認めない。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、本会則に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 会則施行規則に関する事項
- (4) 委員会規則
- (5) 表彰規定
- (6) 出張旅費規定
- (7) 慶弔規定
- (8) 事務職員就業規則
- (9) 事務局賃金規定
- (10) その他必要な規則及び規定

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長または理事の過半数が必要と認めたときに開催する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長があたるものとする。

(定足数、議決及び議事録)

第34条 理事会は、理事の二分の一以上が出席しなければ成立しない。

- (1) 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決する。
但し、可否同数となるときは、議長の決するところによる。
- (2) 理事会の議事については、議事録を作成する。

第5章 委員会及び部会、事務局

(委員会、部会の設置及び改廃)

第35条 会長は、本会の事業を遂行するため必要があると認めたときは、理事会の決議を経て、委員会及び部会を設置及び改廃することができる。

- (1) 委員会及び部会は、会長が諮問した事項を調査・研究・審議し、または会長が委嘱した事項を答申する。
- (2) 委員会及び部会の委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- (3) 委員会及び部会の委員の任期は、第17条の規定を準用する。

(事務局)

第36条 本会の事務を遂行するため、事務局を設置する。

- (1) 事務局職員の任免は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- (2) 事務局の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経る。

(備付け帳簿及び書類)

第37条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則、規則及び規定
- (2) 会員、理事、監事及び事務職員の名簿
- (3) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産及び負債状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によって、別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、理事会の議決により別に定める。

(剰 余 金)

第42条 事業年度において剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部もしくは一部を翌年に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 本会則は、総会において三分の二以上の同意があるときは、これを変更することができる。

(解 散)

第45条 本会の解散は、総会において、出席会員の四分の三以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 雑 則

(規則等の制定)

第47条 本会則の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

付 則

1. 本会則は、昭和48年 4月 1日付制定施行する。
2. 本会則は、昭和48年12月14日一部改正実施する。
3. 本会則は、昭和49年 4月 6日一部改正実施する。
4. 本会則は、昭和50年12月18日一部改正実施する。
5. 本会則は、昭和51年 4月14日一部改正実施する。
6. 本会則は、昭和52年12月18日一部改正実施する。
7. 本会則は、昭和58年 5月11日一部改正実施する。
8. 本会則は、平成 元年 4月 1日付全改正施行する。
9. 本会則は、平成10年 4月16日一部改正実施する。
10. 本会則は、平成17年 4月 1日一部改正施行する。
11. 本会則は、平成23年 4月 1日付全改正施行する。
12. 本会則は、令和 3年 4月23日一部改正施行する。
13. 本会則は、令和 4年 4月27日一部改正施行する。
14. 本会則は、令和 7年 4月10日一部改正施行する。